

保護者用

就学援助申請の手引き

令和6年度
流山市学校教育課

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2. 就学援助制度について・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 就学援助の対象となる方
 - (2) 就学援助費の内容

3. 申請手続きについて・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 申請場所
 - (2) 受付時期
 - (3) 提出するもの
 - (4) 注意事項

4. 就学援助決定通知について・・・・・・・・ 3

5. 就学援助費の支給・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 支給方法
 - (2) 支給時期

6. 給食費について・・・・・・・・・・ 4

7. よくある質問・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 申請に関すること
 - (2) 決定に関すること
 - (3) 支給に関すること

1 はじめに

流山市教育委員会では、流山市就学援助規則に基づき、小・中学校へ就学させるのに経済的理由でお困りの児童・生徒の保護者の方に、給食費や学用品費等の一部を助成（就学援助）しております。この手引きでは、申請に関する注意事項や、申請に関して必要な書類の書き方について案内しますので、必ずご一読いただきますようお願いいたします。

2 就学援助制度について

(1) 就学援助の対象となる方

流山市の小・中学校に通学されているお子さん、流山市に住民票があり私立・県立・国立等の小・中学校に通学されているお子さんの保護者で、次のいずれかにあてはまる方。

- ・要保護者 …生活保護を受給されている方（申請は不要です。修学旅行費のみ就学援助の対象となります。）
- ・準要保護者…下記のいずれかに該当する方。

対象となる理由	申請書に添付する書類
①生活保護が停止又は廃止になった方	原則不要
②市民税の非課税の扱いを受けた方	原則不要
③市民税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
④個人事業税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
⑤固定資産税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
⑥国民年金の掛金の免除を受けた方	保険料免除申請承認通知書の写し
⑦国民健康保険の保険料の減免又は徴収猶予を受けた方	保険料減免・納付猶予申請承認通知書の写し
⑧児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し
⑨生活福祉資金の貸付けを受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑩その者の属する世帯における申請年度の前年所得額が、生活保護法による保護の基準のうち、扶助費の基準額により算定した当該世帯の需要額の1.2倍未満の方	令和6年1月1日現在 ①流山市に住民登録があった方→不要 ②流山市に住民登録がなかった方 →収入のあった世帯全員の市民税課税証明書（1月1日現在住民登録があった市町村で交付を受けてください。）
⑪その他特別な事情がある方	主たる生計者の死亡や火災等の災害の場合など具体的事由の記載による

(2) 就学援助費の内容

(令和6年4月1日現在)

援助費の種類	年間支給額					支給対象	
	小学校(円)			中学校(円)		要保護	準要保護
	第1学年	第2~5学年	第6学年	第1学年	第2~3学年		
1 新入学学用品費	57,060			※63,000			○
2 中学校 入学準備金			※63,000				○
3 学用品費	11,630			22,730			○
4 通学用品費		2,270			2,270		○
5 校外活動費	1,600円を限度に実費を支給			2,310円を限度に 実費を支給			○
6 修学旅行費	実費			実費		○	○
7 林間学園費	実費			実費			○
8 学校給食費	実費相当額分の給食を提供			実費相当額分の 給食を提供			○
9 医療費	むし歯、慢性副鼻腔炎、中耳炎、結膜炎等 学校保健安全法で定める疾病の治療に要した費用					○	○
10 PTA会費等	3,000			10,000			○

※中学校入学前準備金は、流山市立中学校に入学する方を対象としています。受給後に転出し、他市中学校に入学された場合は、重複受給がないよう、転出先の市町村へ通知いたします。

また、6年生で中学校入学前準備金が支給された方は、中学校1年生で新入学学用品費の支給はありません。

3 申請手続きについて

(1) 申請場所

流山市小・中学校に通学しているお子さんは、在学されている学校へ提出してください。(事情により学校への提出が難しい場合は、市役所学校教育課窓口への提出も可能です。※郵送での提出は不可です。)

(2) 受付時期

①随時学校経由で受付しています。

②令和6年5月31日までに申請して認定された場合は、4月から支給の対象となります。4月からの受給を希望する場合は、必ず期限を守ってください。

③学校給食費に係る口座振替(口座引き落とし)の関連から、申請はできる限り4月末までをお願いします。

④令和6年6月1日以降に申請して認定された場合は、学校で申請受理された月から支給の対象となります。

(3) 提出するもの

- ・申請書…お子さん1人につき1枚必要です。
- ・振込先口座の情報がわかるもの（通帳、カード等）の写し…全員提出
- ・添付資料…1ページ掲載の表を参照。…必要に応じて提出
- ・委任状（学校長口座への振り込み）…必要に応じて提出

(4) 注意事項

- ①1ページの表⑩に該当する方は、**所得の有無にかかわらず、税（所得税、市民税）の申告を必ず済ませてください。（給与、年金のみの方を除く。）未申告の場合、認定することができません。**
- ②1月1日時点で他市にお住まいだった方、他市から区域外就学により流山市内の小・中学校に通学されている方は、流山市に税情報がありません。**収入のあった世帯全員の市民税課税証明書**を発行し、添付してください。
- ③現在、他市から区域外就学により流山市内の小・中学校に通学されている方は、お住まいの市区町村で、世帯全員の住民票を発行し、添付してください。

4 就学援助決定通知について

提出いただいた申請書等により、審査をし、就学援助決定（申請却下）通知を、学校を通じて申請（保護）者あてに送ります。6月以降の申請については、随時、通知します。

5 就学援助費の支給

(1) 支給方法

- ①就学援助の認定を受けた方が指定する金融機関口座に振り込みます。
- ②**学校の学校長口座への振り込みを希望した方（委任状を添付した方）は、学校長口座に振り込みとなります。**

※年度途中で就学援助決定された場合は、支給される金額が年額と異なりますのでご注意ください。

(2) 支給時期

年3回（7月・12月・3月の各下旬頃）に分けて支給します。

(3) その他

校外活動費、林間学園費、修学旅行費等は、学校での会計が確定するまでの時間、教育委員会で報告書を受領するまでの時間、就学援助費支給処理手続きのタイ

ミング等によって、実施した学期中に支給ができない場合があります。

実施した学期の翌学期末までに支給します。

6 給食費について

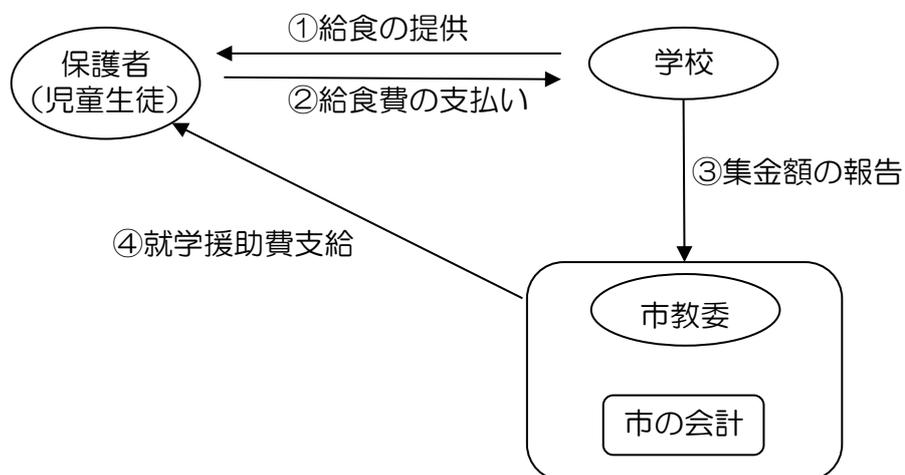
令和2年度から、就学援助の給食費の支給方法が変わりました。

給食費の支払いについて、これまで行っていた、学校での集金方式から、(原則)口座振替により、流山市で直接管理する方式へ変わることに伴い、令和2年度から就学援助の給食費の支給方法も変わりました。

令和元年度までの支給方法

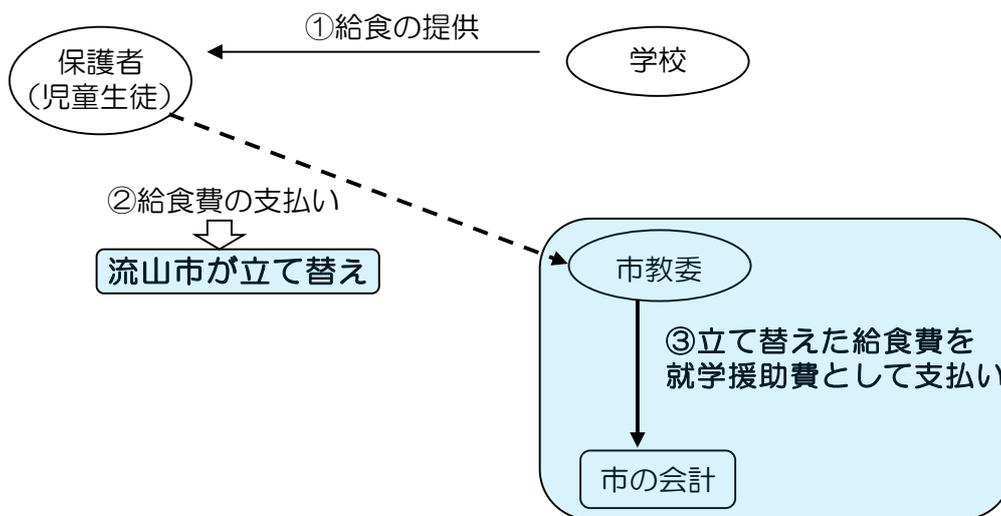
各学期末に、その学期に食べた給食費分の就学援助費を流山市から保護者に支給。

※学校長口座に委任している場合は、流山市から学校長口座に支給。



令和2年度からの支給方法

流山市役所内で会計処理をするため、就学援助費の学校給食費分は、保護者様の口座には振り込まれません。



7 よくある質問

(1) 申請に関すること

- Q1. 1月1日に他市に住んでいたため、令和6年度分の課税証明書を取りたいと他市に連絡をしたところ、「6月になったら出せる」と言われた。申請書の締め切りは5月31日だがどうすればよいか。
- A1. 5月31日までに、申請書のみ、学校に提出してください。
申請書に、税証明を6月に取得予定であることがわかるように鉛筆等でメモをしておいてください。税証明が取得でき次第、速やかに学校へ提出してください。
- Q2. 令和6年度分の課税証明書が6月になってからしか出ないので、令和5年度分の課税証明書の提出でよいか。
- A2. 必ず、令和6年度分の課税証明書を添付してください。
 税証明の発行には手数料がかかります。ご注意ください。
 他市へ課税証明書を請求する際の郵送方法等については、直接、請求される他市へご確認ください。なお、発行手数料等は、保護者様のご負担となります。
- Q3. 税証明や住民票を発行した。兄弟がいる場合、人数分を発行する必要があるか。
- A3. 兄弟姉妹がいる場合、コピー等で対応していただいて構いませんが、コピーは各家庭でしていただき、それぞれ申請書と添付書類等が揃った形で学校に提出してください。

- Q4. 委任状を提出するとどうなるのか。
- A4. 委任状を提出した方で、就学援助決定された場合、学用品費等が学校長の口座に振り込まれます。
保護者の口座に振り込みを希望する場合には、委任状の提出は必要ありません。
- Q5. 児童扶養手当を申請しているが、まだ決定していない。どのように記載すればよいか。
- A5. 申請書の「申請の理由」は⑧に○をし、申請中であることがわかるように鉛筆でメモをして提出してください。
- Q6. 現在離婚調停中で、生計は母（父）のみで立てている。住民票上の世帯はまだ一緒にいるが、申請したい。どのようにすればよいか。
- A6. 申請書の「申請の理由」は⑩に○をし、⑪下の欄に、調停中であることや、お困りの点について記載してください。
調停中であることがわかる書類等があれば写しをご提出ください。
- Q7. 申請書の「申請の理由」について、自分がどの理由に当てはまるかわからないが、どこにどう記載すればよいか。
- A7. 申請書の「申請の理由」は⑪に○をし、お困りの点について記載してください。

〔2〕決定に関すること

- Q1. 5月31日までに申請書を提出したが、決定の手紙が来ない。いつになるのか。
- A1. 申請書類に不備がない場合は、基本的に6月末までには決定通知をお送りしますが、申請書の提出が期限間際だった場合には、間に合わない場合があります。
お手元に届かない場合は、学校か市教育委員会にお問い合わせください。
なお、添付書類に不備がある場合や、税証明の提出を待っている場合などは、決定にお時間を要します。あらかじめご了承ください。

〔3〕支給に関すること

- Q1. 7月31日に振り込まれると手紙が来たが、31日の何時に振り込まれるか。

- A1. **口座にお金が振り込まれる時間については、市ではわかりかねます。**振込口座として指定した銀行にお問い合わせください。
また、市からの入金を、決まった時刻に行うことはできませんので、ご了承ください。
- Q2. 7月31日に振り込まれると手紙が来たが、夕方になっても口座に入金されていないようである。なぜか。
- A2. 申請書に記入していただいた指定口座の支店名や口座番号に誤りがある場合等、口座に振り込みができない場合があります。教育委員会から保護者様に個別にご連絡をし、口座等の確認をさせていただきます。また、その場合、指定した期日にお振込みすることはできませんのでご了承ください。
- Q3. 学期中に修学旅行（林間学園・校外学習）に行ったが、その分のお金が振り込まれていない。どうしてか。
- A3. 修学旅行等については、学校の会計が確定した後、学校から教育委員会への就学援助支給対象児童生徒の出欠等の報告をもとに支給いたしますので、実施学期末の支給に間に合わない場合があります。**実施学期の翌学期末までに支給いたします。**
- Q4. 委任状を出した。学校からの返金はいつになるか。
- A4. 委任状を出した方は、指定期日に市から学校長口座へ入金します。保護者の方への返金手続きの時期や方法については、各学校により異なりますので、直接学校にお問い合わせください。

(4) その他

- ①文字（特に口座番号）については、正確かつ丁寧に記入してください。
（0と6、1と7などはっきりわかるように）
- ②**申請の際に指定した銀行口座を、必ず控えておいてください。**
個人情報保護のため、お電話等でのお問い合わせにはお答えできかねます。
- ③審査の段階でお問い合わせを行う場合もあることから、申請書の表面の電話番号も必ず記入してください。
- ④申請書提出後に住民票異動（転入・出・市内転居）をした場合や、戸籍異動（婚

姻・離婚等)が生じた場合、振込指定口座を変更する場合など、申請書提出時から内容に変更があった場合には、必ず学校へ連絡の上、所定の様式に記入し、提出してください。